

第 1 3 回 尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 本 庄 土 地 区 画 整 理 審 議 会 日 程

令 和 7 年 5 月 2 日
午 後 2 時 0 0 分
本 庁 舎 6 階 6 0 1 会 議 室

日 程 第 1 議 事 録 署 名 者 の 選 任 に つ い て

() 番 ()
() 番 ()

日 程 第 2 議 案 事 項

議 案 第 7 号

尾 張 都 市 計 画 事 業 小 牧 本 庄 土 地 区 画 整 理 事 業 評 価 員 の 選 任
に つ い て

日 程 第 3 報 告 事 項

- (1) 令 和 7 年 度 事 業 計 画 に つ い て
- (2) 小 牧 市 土 地 区 画 整 理 審 議 会 議 事 運 営 要 綱 及 び 傍 聴 要 領 の 改
正 に つ い て

日 程 第 4 そ の 他

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業議案第7号

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業における
評価員の選任について

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業における評価員に次の者を選任したいので、土地区画整理法第65条第1項の規定により審議会の同意を求める。

令和7年5月2日

尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 本 庄 土 地 区 画 整 理 事 業

施行者 小 牧 市

代表者 小牧市長 山下 史守朗

1 住 所



2 氏 名 林 雄大

提出理由 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の施行に必要なため。

小牧本庄土地区画整理事業令和7年度事業計画について 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 使用料及び手数料	2	2	0
2 国庫支出金	11,400	12,000	△ 600
3 繰入金	105,985	85,107	20,878
4 繰越金	1,000	1,000	0
5 諸収入	13	13	0
6 市債	34,800	14,400	20,400
歳 入 合 計	153,200	112,522	40,678

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	そ の 他	
1 総務費	13,567	12,821	746			13,554	13
2 事業費	138,180	98,286	39,894	11,400	34,800	91,980	
3 公債費	453	415	38			453	
4 予備費	1,000	1,000	0				1,000
歳 出 合 計	153,200	112,522	40,678	11,400	34,800	105,987	1,013

小牧本庄土地区画整理事業

令和 7 年度事業予定

1. 工事

道水路工事費	(予算額 46,000 千円)
--------	-----------------

造成等工事費	(予算額 5,000 千円)
--------	----------------

交通安全施設設置工事費	(予算額 1,000 千円)
-------------	----------------

2. 補償

物件移転補償費	(予算額 15,000 千円)
---------	-----------------

損失補償費	(予算額 4,100 千円)
-------	----------------

3. 委託

測量設計委託料	(予算額 32,690 千円)
---------	-----------------

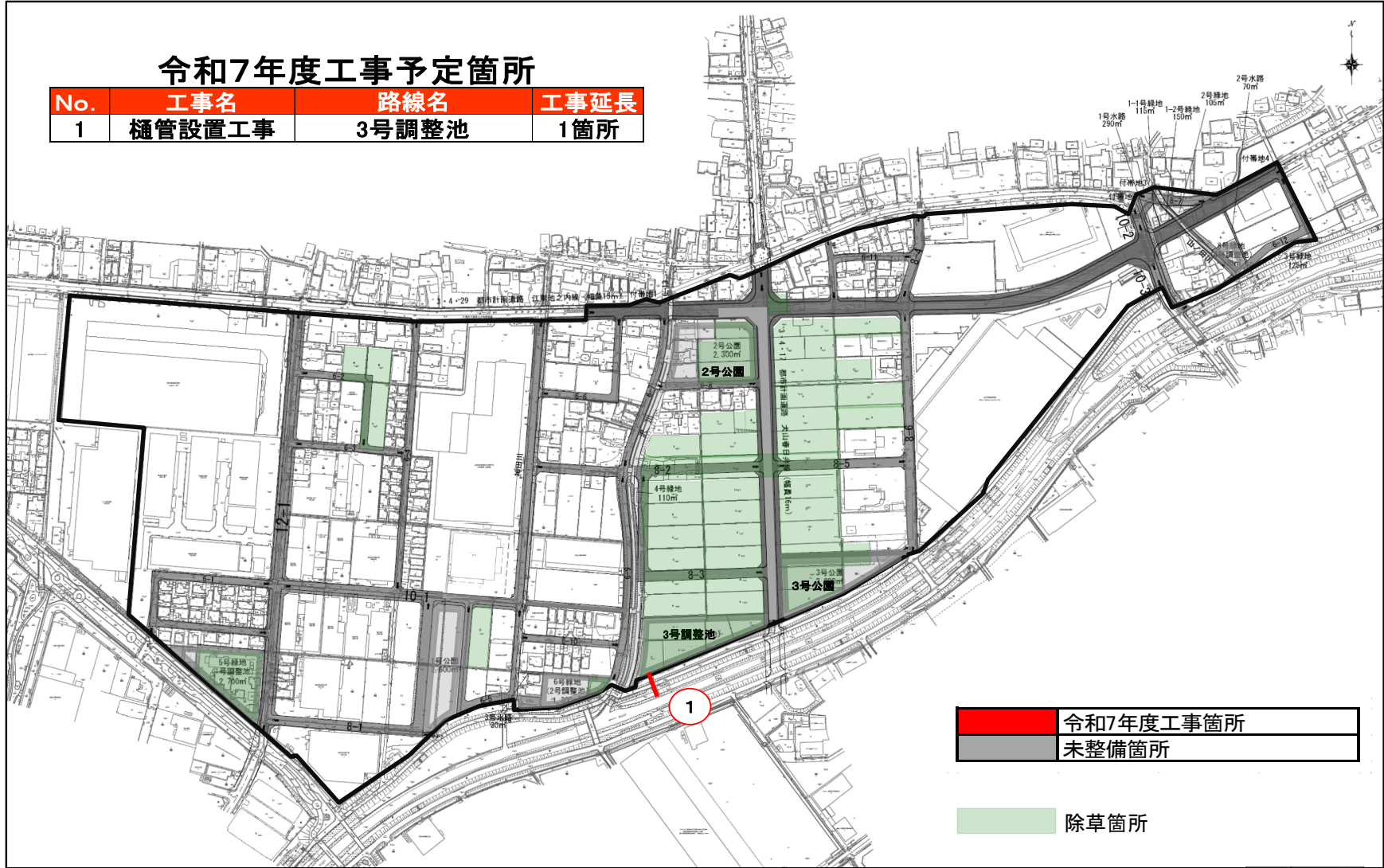
除草浚渫委託料	(予算額 22,000 千円)
---------	-----------------

物件調査委託料	(予算額 9,000 千円)
---------	----------------

4. その他

修繕料	(予算額 2,500 千円)
-----	----------------

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業 箇所図



○小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱

平成15年4月28日

15小区第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定により市が施行する土地区画整理事業ごとに設置する土地区画整理審議会の議事運営について、法令又は条例に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会長の選出)

第2条 会長の選出は、委員中に異議がないときは、指名推選の方法によることを通例とする。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会の会議（以下「会議」という。）において、会長の選出をするものとする。

(委員の席順)

第4条 委員の席順は、あらかじめ会長が定める。

(委員の出欠及び退席)

第5条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(流会及び休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員が定足数に達しないときは、会長は、流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は、休憩又は流会を宣告

する。

（議事の運営）

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

（会議での発言）

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

（採決）

第10条 会長は、採決の方法を定め、採決の結果を直ちに宣告する。

（会議の傍聴）

第11条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所に入室しなければならない。

4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。

5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

（1）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

（2）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（3）飲食又は喫煙を行わないこと。

（4）写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（5）その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項各号の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日
15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成21年20小区第2858号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22小区第1535号）

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則（令和4年3小区第1155号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年5小区第2080号）

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

附 則（令和7年7小区第324号）

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

○小牧市土地区画整理審議会傍聴要領

平成 1 5 年 4 月 2 8 日

1 5 小区第 1 8 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱（平成 1 5 年 4 月 2 8 日 1 5 小区第 1 7 9 号。以下「要綱」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 1 0 分前までに区画整理課事務室にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室しなければならない。

(傍聴者の定員)

第 3 条 傍聴者の定員は、5 人とする。

(傍聴者の遵守事項)

第 4 条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 5 条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴者が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- (2) 要綱第9条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5小区第641号）

この要領は、令和5年7月5日から施行する。